

宮城県教育委員会広告事業実施要綱

(趣旨)

第1 教育委員会資産等を有効に活用することにより新たに財源を確保し、県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために行う広告事業の実施については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育委員会資産等 宮城県が保有し、又は保有することとされている物件その他の資産（借用物を含む。）のうち宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するもの及び教育委員会が行い、又は行うこととされている事務事業（経費を負担するものを含む。）をいう。
- (2) 広告事業 民間企業等が行う広告、宣伝等（以下「広告等」という。）の媒体として教育委員会資産等を活用することにより、広告料等の収入を得、又は事務事業経費の縮減を行う事業であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 広告等の掲載、表示等
 - ロ 広告等を掲出する物件の設置等
 - ハ 事業協賛（式典、催事等を開催する場合において、当該式典、催事等に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告等を掲載等し、若しくは広告等を掲出する物件を設置等することをいう。以下同じ。）
 - ニ ネーミングライツ（命名権）の売却
 - ホ その他教育長が必要と認める事業
- (3) 広告媒体 次に掲げる教育委員会資産等であって、広告事業に活用するものをいう。
 - イ 印刷物
 - ロ ウェブページ
 - ハ 土地、建物、車両、工作物等の物件
 - ニ 式典、催事等
 - ホ その他教育長が必要と認める教育委員会資産等
- (4) 実施課長等 教育委員会資産等の管理、保管、取得、実施等を所管する教育庁本庁の課長の長又は地方機関若しくは教育機関の長であって、当該資産等に係る広告事業を所管するものをいう。

(広告事業の基準)

- 第3 実施課長等は、広告事業の実施に当たっては、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。
- 2 実施課長等は、広告事業の実施を決定しようとするときは、別に定める基準に従い審査するものとする。この場合において、広告主の決定については、企業情報及び法令遵守の状況等を総合的に分析した上で行うものとする。
 - 3 実施課長等は、実施を決定しようとする広告事業が第2第2号ニに掲げるものである場合は、第6に規定する宮城県教育委員会広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経なければ当該広告事業の実施を決定してはならない。
 - 4 前項に規定する場合において、広告主の決定に当たっては、実施課長等は、必要に応

じて関係者又は有識者等の意見を聴取した上で、審査委員会に諮るものとする。

- 5 第3項に規定する場合のほか、実施課長等は、広告事業の実施に当たり必要と認めるときは、審査委員会に諮るものとする。

(広告事業の実施方法)

- 第4 広告事業における広告媒体の種類、広告等の規格、募集方法及び選定方法、入札等により広告料等を定める場合の予定価格並びに民間企業等と契約を締結する場合の契約条項等は、当該広告事業ごとに定めるものとする。

(広告等の掲載等の取消し等)

- 第5 実施課長等は、広告主又は広告事業により掲載等をした広告等の内容が第3第1項の規定又は同第2項により定める基準に抵触することが判明したときその他当該広告等の掲載等がふさわしくないと認められる事情が生じたときは、当該広告等の掲載等を取り消し、又は契約を解除することができるよう措置するものとする。
- 2 実施課長等は、第2第2号二に掲げる広告事業について、広告主が第3第1項の規定又は同第2項により定める基準に抵触したことにより契約を解除しようとする場合には、審査委員会に諮るものとする。この場合において、実施課長等は、あらかじめ広告主に弁明の機会の付与を行うほか、必要に応じて関係者及び有識者等の意見を聴取するものとする。

(審査委員会)

- 第6 広告事業の決定等に関する事項を審査するため、審査委員会を設置する。
- 2 審査委員会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職にある者をもって充てる。
- (1) 委員長 教育次長(第1順位)
 - (2) 副委員長 教育次長(第2順位)
 - (3) 委員 本庁各課室長
- 3 前項に定めるもののほか、委員長は、審査に関し必要と認めるときは、その指名する者を臨時委員として構成員に加えることができる。
- 4 委員長は、審査委員会に関する事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 審査委員会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 審査委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者及び有識者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 10 審査委員会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

(その他)

- 第7 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。